

# 東畑四郎記念研究奨励事業実施要領

## 1 趣旨

この事業は、故東畑四郎氏の業績を記念して、新進の研究者等によるわが国の農業・食料問題についての実証的調査研究を奨励することを目的とする。

## 2 事業

### (1) 審査委員会の設置

助成対象者を決定し、報告書の審査を行うために農政調査委員会に、東畑四郎記念研究奨励事業審査委員会（以下「審査委員会」という）をおく。

### (2) 助成対象者

40歳未満であって、次のいずれかに該当する者とする。

大学・試験研究機関等の研究者

国、地方公共団体、農業・食料関係の団体または企業の役職員

### (3) 研究奨励・普及等の措置

農政調査委員会は毎年、審査委員会に諮って定めるテーマについて、助成対象希望者を公募する。

応募者は、別に定める様式による応募用紙（「調査研究計画書」）を9月30日までに農政調査委員会に提出しなければならない。

審査委員会は、提出された調査研究計画書を審査し、その年の10月31日までに助成対象者を決定し、本人に通知するとともに、この旨を公表する。

1件当たりの調査研究費は、30万円の範囲内とし、別添の調査研究支給要綱により支給する。

助成対象者は、助成対象となった調査研究の成果を所定の様式による報告書に取りまとめ、これを翌年の10月31日までに農政調査委員会に提出しなければならない。

農政調査委員会は、調査研究の成果の普及を図るため、提出された報告書を審査委員会の審査を経て、「日本の農業」または「東畑四郎記念誌」として公刊する。

## 3 審査委員会

(1) 審査委員会は、農政調査委員会理事長のほか、学識経験者、農林水産省および農業・食料関係団体の役職員の中から農政調査委員会理事長が委嘱する委員（10名以内）をもって構成する。

(2) 審査委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 審査委員会に委員長をおく。

(4) 審査委員会は、この事業の運営および助成対象者の選考にあたる。

## 東畑四郎記念研究奨励事業

### 審査委員（順不同）

平成23年7月1日現在

今村奈良臣（東京大学名誉教授）

小田切徳美（明治大学教授）

岸康彦（財団法人日本農業研究所理事長）

島本富夫（元農林水産省農業総合研究所所長）

八木宏典（東京農業大学教授）

山本雅之（社団法人J C総合研究所主席研究員）

吉田俊幸（財団法人農政調査委員会理事長）